

大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務仕様書

1 業務の名称

大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務（以下「本業務」という。）

2 概要

令和7年4月に開催予定の大阪・関西万博に来場する観光客を阪神北地域へ呼び込むため、管内の「ひょうごフィールドパビリオン」（以下「FP」という。）や地域の魅力を、阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という。）の SNS や Web サイトを活用して発信し、万博に向けた機運の醸成を図る。

3 業務期間

委託契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

4 委託料（上限）

¥1,200,000－（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の内容

(1) SNS 等を活用した FP 等の魅力発信の実施

大阪・関西万博への来場に合わせて阪神北地域へ来訪してもらうための機運を醸成するため、既存の SNS ・ Web サイトを活用して、管内 FP や地域の魅力等の情報を発信する。

- ① 令和6年末までに認定された全ての管内 FP について、協議会インスタグラム（日本語版）に各 FP について最低1回以上は投稿して情報発信すること。（管内 FP は6月21日（金）現在で13か所）
- ② ①の投稿については翻訳し、協議会インスタグラム（英語版）にも投稿すること。
- ③ ①及び②については必須とするが、協議会 HP への記事掲載については、自由提案とする。

[取組例]

- ・兵庫県阪神北県民局が実施する FP を含む管内観光資源を巡る「地域の魅力再発見ツアー」（2回実施予定）を取材し、記事を制作する。

- ※1 提案は取組例に縛られるものではない。
- ※2 協議会が運営するフェイスブックは、インスタグラムの日本語版に連携しているため、同時に投稿される。
- ※3 協議会 HP への記事掲載にあたっては、制作された記事をデータで受取り、事務局において掲載する。

《協議会 HP の仕様》

- ・文字数及び写真数の制限なし
- ・記事の容量は 200MB（ただし、円滑な閲覧のため、写真 1 枚につき 2MB 以内を基本とする）

(2) 実施計画の策定

受託者は、本業務の実施計画（コンセプト、事業計画、スケジュール、実施体制等）を策定すること。

(3) 実施時期等

本業務期間の通期とするが、具体的な時期・回数等は自由提案とする。

(4) 実施効果

本取組の実施効果について、その効果を測定・分析し、報告すること。効果の目標値や効果測定の手法は自由提案とする。

6 実績報告

受託者は事業終了後、速やかに事業の成果をまとめた実績報告書を協議会へ提出すること。

7 その他の留意事項

(1) 実施体制

- ① 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ② 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ③ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(2) 秘密保持等

- ① 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年兵庫県条例第 44 号）並びに兵庫県情報セキュリティ対策指針に十分留意しなければならない。
- ② 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切

の責任を負うものとする。

③ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

① 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

② 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(5) その他

① 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に全て含まれるものとし、協議会は契約金額以外の費用を負担しない。

② 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

③ 災害等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。

④ 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、協議会と連絡を取りその指示に従うこと。

⑤ 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

⑥ 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。

⑦ 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。

⑧ 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、協議会が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

⑨ 事故・損害等のリスクについては、第一義的には受託者において対応すること。

【参考】

「ひょうごフィールドパビリオン」については、下記ホームページ等を参照すること。

・「ひょうごフィールドパビリオン」ホームページ

<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

・兵庫県ホームページ（「ひょうごフィールドパビリオン」の展開）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>

以上